

千葉県総合政策局広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県広告掲載要綱（平成18年3月3日施行。以下「要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき、総合政策局の広告媒体（本局の広報印刷物、封筒、本局の管理するバナー広告、公共施設。以下「広告媒体」という。）に広告を掲載することについて、必要な事項を定める。

(広告掲載の要件)

第2条 広告を掲載できる者、掲載できる広告の内容及びデザインは、要綱第5条及び千葉県広告掲載基準（平成18年3月3日施行。以下「基準」という。）の規定に準ずる。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、掲載位置及び枠数並びに掲載期間は、総合政策局長が広告媒体ごとに定める広告掲載募集要項（以下「募集要項」という。）においてこれを指定する。

(広告の掲載希望者の募集)

第4条 広告掲載の募集は、公募により行う。

2 前項の募集は、原則として総合政策局の広告掲載を募集する所管課ホームページ上で行う。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、市長が別に定める。

(広告掲載の申込み)

第6条 総合政策局の広告媒体への広告掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）により、募集要項で定める期日までに市長に申し込まなければならない。

(広告掲載の可否の決定及び通知)

第7条 市長は、第2条及び募集要項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告の掲載を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び掲載条件について、広告掲載決定通知書（様式第2号）により、掲載希望者に対し通知する。

3 市長は、広告の不掲載を決定したときは、その結果及び理由について、広告不掲載決定通知書（様式第3号）により、掲載希望者に対し通知する。

(広告の原稿の作成及び提出)

第8条 前条第2項に規定する決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、第7条第2項の規定により通知された期日までに、掲載を希望する広告の原稿(以下「原稿」という。)を提出しなければならない。

2 前項に規定する原稿の作成にかかる費用は、広告主が負担するものとする。

(原稿の審査)

第9条 市長は、前条の規定により提出された原稿について、総合政策局の広告媒体に掲載可能か否かを審査する。

2 市長は、原稿の内容を変更する必要があると判断したときは、広告主と協議の上、原稿の変更を求めることができる。ただし、原稿の内容が、各種法令等に違反し、もしくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、協議を行うことなく原稿の変更を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、広告掲載料を、市長の定める日までに一括で納付するものとする。

(広告掲載の決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、第7条第2項の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 広告主が、市長が指定する期日までに原稿を提出しないとき。
- (3) 広告主が、第9条第2項の規定による原稿の変更の求めに応じないとき。
- (4) その他、市長が広告の掲載が適切でないと判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、第7条第2項の規定により通知された期日までに市長に申し出なければならない。

(広告の掲載)

第13条 市長は、広告主が提出した原稿について、第9条第1項に規定する審査により掲載可能と判断し、第10条の規定による広告掲載料の納入を確認したとき、広告として掲載する。

(広告掲載料の返還)

第14条 納付済みの広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、第7条第2項による決定を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子等を付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 広告主は、第三者から広告の掲載により損害を被った旨申し出があった場合は、自らの責任及び負担において解決するものとする。

(広告の変更の要求)

第16条 市長は、広告を掲載した後であっても、原稿の内容、デザイン等が、各種法令等に違反し、もしくはそのおそれが生じたとき、又はこの要領に抵触することが明らかになったときは、広告主に対して広告の変更を求めることができる。

2 前項の変更にかかる費用は、広告主の負担とする。

(裁判所の管轄)

第17条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、千葉市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告の取り扱いに必要な事項は、総合政策局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年1月5日から施行する。

(千葉市の主要プロジェクト広告掲載取扱要領の廃止)

2 千葉市の主要プロジェクト広告掲載取扱要領は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行の際、現に千葉市の主要プロジェクト広告掲載取扱要領の規定による広告掲載の決定があった広告掲載に関しては、同要領は、この要領の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(様式第1号)

千葉市総合政策局広告媒体への広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

申込者 住 所
氏名又は法人名

(代表者氏名)



下記のとおり、千葉市総合政策局広告媒体への広告の掲載を申し込みます。なお、申込みにあたっては、千葉市総合政策局広告掲載取扱要領の内容を遵守します。

記

1 広告の内容等

- (1) 掲載を希望する千葉市総合政策局広告媒体の年度、名称：
- (2) 広告掲載料： 円
- (3) 広告の内容：

※ 広告の原稿案がある場合は添付してください。(A4サイズの紙面に印刷したもの、又は電子ファイルによる。電子ファイルの場合、電子メールによる送付も可。)

2 担当者連絡先

- (1) 担 当 者 氏 名：
- (2) 連 絡 先 電 話 番 号：
- (3) フ ァ ッ ク ス 番 号：
- (4) 連絡先電子メールアドレス：

@

(様式第2号)

千葉県総合政策局広告媒体への広告掲載決定通知書

年 月 日

様

千葉市長



年 月 日付で申し込みがありました、千葉県総合政策局広告媒体への広告の掲載につきまして、下記のとおり広告の掲載を決定しましたので、千葉県総合政策局広告掲載取扱要領第7条第2項の規定により通知いたします。

記

- 1 掲載する千葉県総合政策局広告媒体の年度、名称：
- 2 広告掲載料： 円
- 3 広告の内容

4 掲載条件等

- (1) 広告掲載料納付期限： 年 月 日
- (2) 原稿提出期限： 年 月 日
- (3) 広告掲載の取下げの期限： 年 月 日

(様式第3号)

千葉県総合政策局広告媒体への広告不掲載決定通知書

年 月 日

様

千葉市長



年 月 日付で申し込みがありました、千葉県総合政策局広告媒体への広告の掲載につきまして、下記のとおり広告の不掲載を決定しましたので、千葉県総合政策局広告媒体への広告掲載取扱要領第7条第3項の規定により通知いたします。

記

1 申込み内容

(1) 掲載を希望する千葉県総合政策局広告媒体の年度、名称：

(2) 広告掲載料： 円

(3) 広告の内容

2 不掲載の理由